

消 防 予 第 62 号  
令和 2 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿  
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長  
( 公 印 省 略 )

「消防法施行規則の一部を改正する省令」等の公布について

「消防法施行規則の一部を改正する省令」（令和 2 年総務省令第 35 号）、「消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件」（令和 2 年消防庁告示第 2 号）、「消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」（令和 2 年消防庁告示第 3 号）及び「消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」（令和 2 年消防庁告示第 4 号）が令和 2 年 4 月 1 日に公布されました。

今回の改正は、「令和元年度火災予防の実効性向上作業チーム」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院教授）において、消防行政に係る行政手続きの利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進に係る検討を行った結果を踏まえ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）等で定めている各様式において求めている押印のうち、本人性等の確認が必ずしも必要とされない者の押印については不要とするため、各様式中の㊟マークを削除するとともに、所要の規定の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

#### 第一 改正内容に関する事項

次の表のとおり、規則等で定めている各様式において求めている押印のうち、本人性等の確認が必ずしも必要とされない者の押印については不要とするため、各様式中の㊟マークを削除するとともに、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

【届出・報告等が必要なもの】	【現行の要押印者】	【改正後の要押印者】	【届出様式】
防火管理に係る消防計画 (消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第3条の2第1項)	防火管理者 管理権原者	防火管理者	規則別記様式第1号の2 (規則第3条第1項関係)
防災管理に係る消防計画 (令第48条第1項)	防災管理者 管理権原者	防災管理者	規則別記様式第1号の2 (規則第51条の8第1項関係)
全体についての防火管理に係る消防計画 (令第4条の2第1項)	統括防火管理者 管理権原者	統括防火管理者	規則別記様式第1号の2の2 (規則第4条第1項関係)
全体についての防災管理に係る消防計画 (令第48条の3第1項)	統括防災管理者 管理権原者	統括防災管理者	規則別記様式第1号の2の2 (規則第51条の11の2関係)
消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証 (消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条の3の2)	消防長又は消防署長 検査員	消防長又は消防署長	規則別記様式第1号の2の3の2 (規則第31条の3第4項)
消防用設備等試験結果報告書 (法第17条の3の2)	試験実施者	—	平成元年消防庁告示第4号別記様式第1から別記様式第38まで (規則第31条の3第5項)
防火対象物点検結果 (法第8条の2の2第1項)	防火管理者 立会者	—	平成14年消防庁告示第8号別記様式第2 (規則第4条の2の4第3項関係)
防災管理対象物点検結果 (法第36条第1項)	防災管理者 立会者	—	平成20年消防庁告示第19号別記様式第2 (規則第51条の12第2項関係)

※要押印者を見直すことにより、各届出・報告等に係る責任関係等に変更が生じるものではありません。

## 第二 施行期日に関する事項

改正する省令及び告示は、公布の日から施行する。ただし、施行日から起算して6月を経過するまでの間は、改正前の様式を使用することができることとする。